

令和6年度 長岡市未来を創る市民活動応援補助金の申請にあたり、条件や注意事項をまとめております。御確認ください。

## 補助対象団体

- 次の全てに該当する団体が補助対象となります。
  - ・ 成人（満18歳以上）である責任者を有している
  - ・ 2人以上で構成されている

## 補助対象事業

- 次の全てに該当する事業が補助対象となります。
  - ・ 申請団体が企画し、主体的に実施する事業
  - ・ 公益の増進に寄与し、広く長岡市民が参加できる事業
  - ・ 交付申請日以後、令和7年3月31日の間に実施する事業
- 次のいずれかに該当する事業は補助対象となりません。
  - ・ 営利を主目的とするもの（当該事業で得た利益の配分を目的とするもの）
  - ・ 特定の政治・宗教に関わるもの
  - ・ 特定の事業の反対運動を目的とするもの
  - ・ 国もしくは他の地方公共団体又は本市の他の補助金の交付を受けるもの
  - ・ 長岡市が共催するもの
  - ・ 主たる事業効果が本市の区域外で生じるもの
- 過去に同種の事業で本補助金の交付を受けている団体は、これまでの採択事業の実績や、財源確保の状況等を考慮して審査を行います。

## 補助対象経費

- 申請事業の取り組みを達成するために、不可欠な経費が補助対象となります。
- 次のような経費は補助対象となりません。
  - ・ 団体の維持運営に要する経費（事務所の家賃、会員の人件費・謝礼、日常業務のための文具代、会報の印刷費等）
  - ・ 参加者に還元されるものに関する経費（持ち帰りができる作品の材料費、入賞者への賞品購入費等）
  - ・ 公益的な活動を伴わない経費（会員へ配布するための記念誌作成費、集客のために配布するノベルティ等）
  - ・ 事業内容に対して過剰な性能のもの
- 安定した団体運営・事業実施のために、参加者負担や企業協賛等といった自己資金の確保も御検討ください。

## 補助金額

- 補助対象経費について 10 万円までは全額、10 万円を超える部分は 80% の補助率です。(1,000 円未満の額は切り捨て)
- 補助額の上限は 50 万円です。ただし、所定の要件を満たした団体が行う、将来長岡の目玉となり得る事業は、100 万円を上限に申請することができます。
- 事業実施により発生した利益がある場合は、補助金額から控除します。

## 交付申請

- 事業実施の 2 か月以上前に、補助金交付申請書をながおか市民協働センターに提出してください。
- 補助金交付申請書には、チェックリスト、構成員名簿、申請事業の参考となる資料、見積書等金額の根拠がわかるもの(10 万円以上の経費)を添付してください。なお、補助金申請額が 50 万円を超える場合は、会則等の規約と前事業年度の収支決算書も必要です。

## 審査方法

- 公益性・実現性・波及効果・発展性などの観点により、市民活動経験者や学識経験者等からなる審査員が毎月審査を行います。
- 審査の結果、不採択や減額採択、条件付きで交付を決定することがあります。

## 実績報告

- 事業の終了後 1 か月以内に、補助金実績報告書を長岡市市民協働課に提出してください。
- 補助金実績報告書には、領収書またはレシート(いずれも原本)、記録写真(購入した備品や、事業の様子がわかるもの)、補助金により作成したもの(チラシやポスター、資料等)を添付してください。

## 補助金支払い

- 実績報告の受理・審査後、長岡市から確定通知書をお送りしますので、その後に補助金の請求書を提出してください。
- 先払い(概算払い)を希望される場合は、交付決定後の支払いが可能です。

## その他

- 事業成果は、長岡市のホームページやながおか市民協働センターのホームページ「コライト」等に掲載して市民に周知します。
- 事業内容に大幅な変更があった時や事業が実施できなかった時は、補助金交付決定の一部又は全部を取消することがあります。